

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定により，平成18年9月29日付けで届け出られた大規模小売店舗の新設の届出について，法第8条第4項の規定により本市の意見を述べましたので，法第8条第6項の規定に基づき，次のとおり意見の概要を公告するとともに，その意見を縦覧に供します。

平成19年5月25日

京都市長 梶 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

京都駅南開発特定目的会社

取締役 須貝 信

東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目ビルディング

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）京都駅南開発計画

京都市南区西九条北ノ内町12番及び18番

京都市南区西九条鳥居口町1番，2番，4番1及び4番2

京都市南区西九条院町25番，26番及び26番2

3 意見の概要

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年経済産業省告示第85号）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，周辺の地域の生活環境を保持するため次の配慮が必要であると判断する。

退店経路である東寺道については，西洞院通が相互通行になることにより，退店車両だけでなく通過交通も発生することが予想されるため，交通量の増加が懸念され，周辺には住居や保育所等も立地していることから，東寺道への交通量の負荷軽減策を講じる必要がある。

更に，来退店車両の集中を避けるために，公共交通機関の利用促進について検討し，その取組を示す必要がある。

4 縦覧場所，期間及び時間

（1）縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

（2）期間

平成19年5月25日（金）から平成19年6月25日（月）まで（日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（3）時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

（産業観光局商工部商業振興課）